

平成 2 9 年第 3 回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

1 1 月定例会会議録

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日 開会  
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会







# 大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）会議録

平成29年11月17日（金曜日） 午後2時開議

## ○出席議員

1番	有本 純子	2番	市位 謙太
3番	守島 正	4番	土岐 恭生
5番	米田 敏文	6番	宮本 恵子
7番	藤木 栄亮	8番	久保 隆
9番	大野 幾子	10番	太田 徹
11番	寺坂 修一	12番	池田 治子
13番	丹羽 実	14番	福嶋 光広
15番	大坪 教孝	16番	雪本 清浩
17番	竹田 光良	18番	中谷 清豪
19番	中植 昭彦	20番	坂上 巳生男

## ○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	竹山 修身
副広域連合長	阪口 伸六
副広域連合長	浅利 敬一郎
副広域連合長	松本 昌親
事務局長	薦田 昌弘
事務局次長兼 総務企画課長	大森 秀樹
資格管理課長	関口 富美夫
給付課長	太田 良一

## ○職務のため出席した者

書記	木村 秀世
書記	名越 千智

○議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙

○追加議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第11号 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について  
同意を求める件
- 日程第5 認定第1号 平成28年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期  
高齢者医療特別会計決算認定の件
- 日程第6 報告第4号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条  
例一部改正の専決処分の件
- 日程第7 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○事務局 前議長の任期満了に伴い、現在、議長が欠員となっておりますので、議長が選出されるまでの間、坂上副議長に議長の職務を行っていただきます。

坂上副議長、よろしくお願いいたします。

○坂上副議長 ただいまご紹介いただきました副議長の坂上でございます。かわって議長の職務を行います。ご協力をよろしくお願いいたします。

議会の開催に先立ち、広域連合長よりご挨拶をいただきます。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 広域連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。議会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、副広域連合長の選任並びに平成28年度一般会計・特別会計の決算認定及び条例一部改正の専決処分の報告につきましてご審議をお願いすることにいたしております。議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも格段のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂上副議長 ただいまの出席議員は20名であります。議員定数20名の半数以上の出席により、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

これより平成29年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

さきの広域連合議会議員選挙に当選されました大坪教孝議員、中谷清豪議員の仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によることにいたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○坂上副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、これに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○坂上副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。議長に、中谷清豪議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました中谷清豪議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○坂上副議長 ご異議なしと認めます。よって、中谷清豪議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中谷清豪議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

中谷議員、ご挨拶をお願いいたします。

〔18番 中谷清豪君 登壇〕

○中谷議員 ただいま議員各位のご推挙をいただきまして広域連合議会の議長に就任させていただくようになりました。広域連合議会の円滑な運営に向けまして尽力してまいりたいと思いますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○坂上副議長 以上で私の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。それでは、ここで議長を交代いたします。中谷議長、よろしくお願い申し上げます。

〔議長着席〕

○中谷議長 それでは、配付しております追加議事日程に従い議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

大坪教孝議員、中谷清豪の議席は、仮議席を本議席とします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番、大坪教孝議員、16番、雪本清浩議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日11月17日の一日としたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中谷議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日11月17日の一日と決定しました。

日程第4、議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条において、関係市町村の長のうちから選任することと規定されておりますことから、副広域連合長に堺市長の竹山修身氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○中谷議長 議案第11号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決します。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中谷議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま選任されました竹山副広域連合長が会議に出席されます。

竹山副連合長よりご挨拶があります。

○竹山副広域連合長 ただいま副連合長に選任いただきました堺市長の竹山でございます。

連合長を補佐して円滑な運営に努めます。どうかよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○中谷議長 日程第5、認定第1号「平成28年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

〔事務局長 薦田昌弘君 登壇〕

○薦田事務局長 認定第1号「平成28年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」につきましてご説明いたします。

資料はお手元の平成28年度大阪府後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書でございます。

なお、本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり一般会計・後期高齢者医療特別会計決算審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定を

いただきたく提案するものでございます。

まず初めに、4ページ、5ページをお開きください。

一般会計の関係でございます。歳入につきまして、4ページ下段、合計といたしまして予算現額2億800万8,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2億825万1,027円となっております。

主な内容といたしまして、1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、予算現額1億8,403万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、予算現額188万7,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに222万9,380円でございます。

4款繰越金につきましては、予算現額2,186万8,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,186万8,336円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

一般会計の歳出でございます。歳出合計といたしまして、6ページ下段、予算現額2億800万8,000円に対しまして、支出済額は1億8,678万1,051円で、不用額は2,122万6,949円でございます。

主な内容としまして、2款総務費、1項総務管理費につきましては、予算現額2億134万5,000円に対しまして、支出済額は1億8,540万5,819円でございます。不用額1,593万9,181円につきましては、後期高齢者医療制度のしおり等の入札による価格減や、派遣職員の人件費単価が見込みより低く抑えられたことによるものです。

以上、一般会計歳出予算現額に占める支出済額は89.8%で、歳入歳出差引残額につきましては6ページ欄外、2,146万9,976円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、10ページから19ページに記載しております。

次に、22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。3、歳入歳出差引額は2,147万円、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

続きまして、特別会計でございます。決算書26、27ページをごらんください。

歳入合計といたしましては、26ページ下段、予算現額1兆591億3,986万9,000円に対しまして、調定額は1兆819億3,727万8,073円、収入済額は1兆804億7,301万5,851円で、予算現額と収入済額との差額は213億3,314万6,851円でございます。

主な内容といたしまして、1 款市町村支出金、1 項市町村負担金につきましては、予算現額1,832億6,010万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,856億8,965万8,159円でございます。

予算現額と収入済額との差額24億2,955万3,159円につきましては、主に各市町村が被保険者からの保険料徴収分として納付する保険料の負担金が被保険者人数の増加により当初の見込みより増加したことによるものです。

2 款国庫支出金の収入済額につきましては3,440億3,262万8,487円、3 款府支出金の収入済額につきましては862億9,118万8,458円、4 款支払基金交付金の収入済額につきましては4,261億1,249万8,000円となっております。

次に、28、29ページをごらんください。特別会計の歳出でございます。

歳出合計といたしましては、28ページ下段、予算現額 1 兆591億3,986万9,000円に対しまして、支出済額は1 兆523億6,054万7,386円、不用額は67億7,932万1,614円でございます。

主な内容といたしまして、1 款総務費、1 項総務管理費につきましては、予算現額21億250万1,000円に対しまして、支出済額は20億2,732万5,432円でございます。不用額7,517万5,568円につきましては、派遣職員の人件費単価やマイナンバー制度対応に係るシステム改修費用が見込みより低く抑えられたことなどによるものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、予算現額9,735億5,638万3,455円に対しまして、支出済額は9,670億5,571万9,343円でございます。

2 項高額療養諸費につきましては、予算現額482億7,561万8,545円に対しまして、支出済額は482億7,561万8,545円でございます。

以上、特別会計歳出予算現額に占める支出済額は99.4%で、歳入歳出差引残額につきましては、28ページ欄外、281億1,246万8,465円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、32ページから47ページに記載しております。

次に、50ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、3、歳入歳出差引額は281億1,246万9,000円、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

次に、53ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、1、物品につきましては、広域連合の備品で取得価格1品10万円以上の物品及び年度途中で台数等の増減を記載しております。2、基金につき

ましては、後期高齢者医療給付金準備基金は保険料で充当すべき医療給付等に要する費用の財源に充てることを目的として、平成20年2月15日に設置したものです。決算年度中増減高はマイナス45億2,358万5,000円、決算年度末現在高は145億4,559万1,000円となっております。

なお、別冊で、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果をご説明する書類もあわせて提出いたしております。

また、決算書の内容につきましては、地方自治法第233条の規定に基づきまして、勝山、市位両監査委員に審査をお願い申し上げ、その結果につきましては、平成28年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算審査意見書として提出いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○中谷議長 本件について、太田徹議員より質疑の通告がありますので、これを許可します。  
太田議員。

〔10番 太田 徹君 登壇〕

○太田議員 決算に当たりまして、2点質問させていただきます。

まず、医療給付費についてです。

大阪の後期高齢者医療制度の保険料は全国平均よりも高くなっています。保険料の引き下げに向けては、国、府の負担をさらに増やしていただくことはもちろんですけれども、一人一人の高齢者の健康維持が大切だと考えます。全国水準との比較で大阪における平成28年度の1人当たりの医療給付費について金額を明らかにし、高額となっている理由をどのように考えているのか。府内市町村にも医療給付費の差がありますけれども、どのように分析をしているのか明らかにしてください。

国保の特定健診事業の受診率などを見ますと、受診率と医療給付費には相関関係があると考えますが、広域連合として市町村ごとの健診事業の受診率の差異についてどのように評価し、指導を行ったかを明らかにしてください。

次に、減免制度についてです。

平成28年度の一部負担金減免、保険料減免制度の利用者数について明らかにしてください。

以上です。

○中谷議長 質疑に対し理事者の答弁を求めます。

太田給付課長。

〔給付課長 太田良一君 登壇〕

○太田給付課長 給付課長の太田でございます。

ただいまの太田議員からの2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、医療給付費についてであります。大阪府後期高齢者医療広域連合における平成28年度の1人当たりの医療給付費は98万6,567円で、平成27年度の100万4,997円と比較すると1万8,430円の減少となっております。

全国水準との比較につきましては、平成27年度における1人当たり医療費で見ますと、47都道府県中第6位と高位にある状況でございます。

健康診査の受診機会を活用し、糖尿病などの生活習慣病を軽症のうちに発見し、早期治療につなげ、重症化を予防することは重要であると認識しております。そういった中、現在の受診率は、微増ではございますが、毎年度上昇している状況であります。

受診率の向上に向けては、関係市町村連絡会議や同給付部会において府内市町村の受診状況を報告するとともに、後期高齢者医療制度のしおりや元気高齢者のための健康長寿ガイドブックの活用による周知など、取り組み状況についても情報提供しているところです。また、健康診査受診券送付の際には、中身がわかるよう封筒に大きく「受診券在中」の文字を入れ、全体の色合いにつきましても緑色でほかの封筒と区別できるよう工夫しております。

府内市町村において、1人当たりの医療給付費が高い幾つかの市町村では受診率が低いという傾向が見受けられますが、その他の市町村につきましては必ずしも相関関係があるとは言えないことから、全体的な医療給付費と受診率の相関関係の有無につきましては判断が難しいところであります。

受診率格差の要因につきましては、住民の受診に対する意識、習慣の違いがあると思われまます。受診率が高い市町村におきましては、後期高齢の年齢に限らず、かなり以前から地域医療機関との連携により住民健診に努めてきたことで、歳月をかけ、徐々に健診を受診する習慣が定着していったと聞いており、後期高齢者医療制度への移行後も受診に対する習慣等が引き継がれたのではないかと考えております。

なお、受診率が低い市町村に対しましては、現状の取り組み状況を確認し、受診率の高い他市町村の取り組み事例等を参考にしながら、受診率向上に向けてのアドバイスを行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、減免制度についてであります。保険医療機関等で療養の給付を受ける被保険者には、所得に応じて1割または3割を一部負担金として負担していただいております。

が、一部負担金の免除については、災害その他特別の事情がある被保険者であって、医療機関で一部負担金の支払いが一時的に困難になったと認められる場合に、6カ月間に限り救済するものであります。一部負担金免除に係る平成28年度の申請状況と利用実績は、申請が13件あり、認定は8件でした。なお、認定の内訳は全て災害によるものであります。

制度の周知につきましては、被保険者証を送付する際に同封する後期高齢者医療制度のしおりにお知らせを掲載しており、また、ホームページにも掲載し周知を図っています。また、関係市町村連絡会議の給付部会等を活用し、市町村との連携を図り、適正な取り扱いと制度の周知に努めております。

以上でございます。

○中谷議長 関口資格管理課長。

〔資格管理課長 関口富美夫君 登壇〕

○関口資格管理課長 保険料の減免制度と利用者数につきましてお答えさせていただきます。

保険料の減免につきましては、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅や家財等が著しい損害を受けた場合や、事業の不振、休業または廃止、失業などの理由により収入が著しく減少した場合に、損害の程度や所得の減少率に応じまして、所得割額の減額を行っております。また、刑事施設などに拘禁された場合は、その間の保険料額を免除することとしております。

平成28年度における保険料減免の実績につきましては、1,221件の申請がございまして、そのうち1,138件を決定し、減額または免除いたしました。

保険料減免の制度周知といたしましては、市町村や広域連合のホームページへの掲載、被保険者証や保険料額決定通知書の送付時に同封いたします冊子などによって行っております。

以上でございます。

○中谷議長 続いて質疑ありますか。

太田議員。

〔10番 太田 徹君 登壇〕

○太田議員 答弁に対しての再度質問であります。

医療給付費について。

健診事業については、市町村において歳月をかけ受診に対する習慣を定着させていったこと、また受診率の低い市町村に対して受診率向上に向けての取り組みを進めていくことはわかりましたけれども、広域連合として受診率向上策、具体的な新たな取り組みを行ったのか

ということについてお聞かせください。

減免制度について。

100万人以上が加入している医療制度で、余りにも制度利用者が少ないことに対して、広域連合としてどのように考えているのか。また、一部負担金減免という制度が高齢者に言葉の意味からしてわかりにくいと考えますけれども、窓口負担の軽減など、さらなるわかりやすい表現にはできないのか。ホームページをどれだけ高齢者の方が利用できると考えているのでしょうか。お答えください。

○中谷議長 質疑に対し理事者の答弁を求めます。

太田給付課長。

〔給付課長 太田良一君 登壇〕

○太田給付課長 お答えいたします。

広域連合におきましては、受診率向上に向けた新たな取り組みといたしまして、平成27年度より、それまで健診を受診されていなかった被保険者の方に対しまして受診勧奨の案内文を送付しており、平成28年度につきましては12月に1万7,990人の被保険者の方に送付いたしました。この取り組みの結果、平成28年度は957人の方々に初めて受診していただくことができました。

今後も、受診率向上に向けた施策を推進するとともに、被保険者代表等で構成される高齢者医療懇談会等の意見を聞きながら、市町村との情報共有を図り、受診率向上に努めてまいります。

減免制度につきましては、基本的な考え方といたしまして、厚生労働省令で定める特別な事情が生じたことにより、財産の減少や収入の減少が生じたことで一時的に生活困窮となった場合に免除適用するものであり、恒常的な生活困窮を救済するものとはなっておりません。必要とする方が申請していただいているものと認識しております。

制度の周知につきましては、さまざまな広報媒体を活用することが必要と考え、市町村や広域連合のホームページ、また後期高齢者医療制度のしおりに掲載しており、これらをごらんになった被保険者の方やご家族の方々からの電話やメールの相談が少なからず寄せられております。今後も市町村との連携を図りながら制度周知に努めてまいります。

なお、名称につきましては、市町村の国民健康保険でも同様に使用していることから、特段の変更等は考えておりません。

以上でございます。

○中谷議長 続いて質疑ありますか。

太田議員。

〔10番 太田 徹君 登壇〕

○太田議員 三度目になりますので、意見要望にかえさせていただきますけれども、独自財源を持たない後期高齢者医療制度におきまして、国、府からの補助金以外、どのようにして保険料を下げるのかと考えたときに、一人一人が健康になっていただいて、医療給付費そのものを縮小していくと、そのことしか保険料を下げていくための道筋はないと考えています。

今回、医療給付費について質問させていただきました。この1年間、後期高齢者医療制度を運営している事務局としてどのように努力をして医療給付費を下げるためのことを行ってきたのかということをはっきりと明らかにした上で、次の予算でどういうふうに保険料を決めていくのかということの大きな礎といいますか考え方になっていくと思いますので、ぜひ医療給付費の削減、そのことは高齢者一人一人に元気になっていただくということになります。そのために減免制度もしっかりと活用していただくと。病院に行こうと思ったときにお金がないから行けないと。入院しようと思ったときにできひんのだと。そして重症化して、結局さらなる医療費がかかってしまうというようなことがないようにしていくためにどういう制度設計をしていくのかということについて、減免制度についてもやはりしっかりと考えていく必要があると思います。

国民健康保険の制度においては、たくさんの減免制度の利用者が多くの自治体でこの大阪府下ではあるわけです。ところが、後期に来た瞬間、保険料の減免制度も、そして一部負担金の減免制度についても利用者が極端に少なくなってくるというこの現実を見たときに、どういうふうにしていくのかということとは広域連合としての大きな課題になるかと思っておりますので、今後さらなる制度の拡充ということについての検討を求めていると思います。

以上、質問を終わります。

○中谷議長 質疑は終わりました。

これより採決します。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中谷議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、報告第4号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例一

部改正の専決処分の件」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

薦田事務局長。

〔事務局長 薦田昌弘君 登壇〕

○薦田事務局長 お手元資料、平成29年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）提出議案の冊子の2ページをごらんください。

報告第4号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例一部改正の専決処分の件」についてご説明いたします。

本改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員に係る育児休業の取得可能期間が延長されたことに伴いまして、本広域連合の関連条例を改正するものです。

なお、本改正につきましては、もととなる改正法の施行期日が平成29年10月1日であり、早急に改正する必要がありましたので、広域連合長の専決処分とさせていただき、本議会において報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○中谷議長 報告第4号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決します。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中谷議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7、一般質問を行います。

太田徹議員より発言の通告がありますので、これを許可します。

太田議員。

〔10番 太田 徹君 登壇〕

○太田議員 一般質問、人間ドック、脳ドックについてです。

後期高齢者医療制度においては、人間ドックに対して2万6,000円の補助があります。しかし、脳ドックに対する補助はありません。国民健康保険の加入者であるときには、府内自治体の中には脳ドックに対する補助を行っているところもあります。利用制度が年齢によって強制的に変更させられた上に、使えなくなる施策が出ることについては問題です。人間ドック

クに対する補助金の増額と脳ドックの補助への新設を求めます。見解をお聞きします。

○中谷議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

太田給付課長。

〔給付課長 太田良一君 登壇〕

○太田給付課長 給付課長の太田でございます。

ただいまの太田議員からのご質問にお答えいたします。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成22年度より人間ドックに対する費用助成を実施しており、その助成額につきましては2万6,000円を上限としております。助成額につきましては、府内市町村国保で実施されている費用助成額の平均額としております。

脳ドックにつきましては、市町村によっては独自で費用助成を実施しているところがあるとは聞いております。しかし、独自財源を持たない広域連合において、脳ドックの補助を行うことにつきましては、現在の限られた財源の中では実施が厳しいと考えております。

以上でございます。

○中谷議長 続いて質問はありますか。

太田議員。

〔10番 太田 徹君 登壇〕

○太田議員 大阪府後期高齢者医療制度において、人間ドックに対する2万6,000円の補助額については、府内の市町村の平均を参考にしたということでもありますけれども、被保険者の費用負担を軽減し、受診率向上のためには、補助の増額を検討する必要があるのではないのでしょうか。再度見解をお聞きします。

また、脳ドックに対する補助については、他の広域連合で実施しているところもあると聞いておりますけれども、再度見解をお聞きします。

○中谷議長 質問に対し理事者の答弁を求めます。

太田給付課長。

〔給付課長 太田良一君 登壇〕

○太田給付課長 お答えいたします。

人間ドックに対する補助の増額や脳ドックに対する補助の実施につきましては、現在の限られた財源の中におきましては難しいと考えております。

高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見のために、健康診査を初めとした保健事業は極めて重要であることから、限られた予算の中ではございますが、国の動向を踏まえつつ、

今後も引き続き健康診査の受診率向上への取り組みを初めとした保健事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中谷議長 続いて質問はありますか。

太田議員。

〔10番 太田 徹君 登壇〕

○太田議員 3回目になりますので、意見要望にとどめておきますけれども、今、寝屋川市では、人間ドックに対する国民健康保険料の補助は2万円、そして脳ドックに対する補助は2万円、あわせて合計4万円です。毎年受ける方は計画的に受けておられます。ところが、後期に来た途端、脳ドックの補助がなくなり、人間ドックの2万6,000円だけになります。すると、総額でいくと1万4,000円減額になって、何で高齢者になったら受けられへんようになるのやというごく普通の疑問が出てきます。やはり一人一人の高齢者の方に健康を維持してもらうということで、この人間ドック、脳ドックの制度もぜひつくっていく必要があるのではないかと思います。病気はやはり早期発見、早期治療することが一番医療費の軽減にもつながっていくことだと思いますので、ぜひ引き続き検討していただきますよう求めて、質問を終わらせていただきます。

○中谷議長 質問は終わりました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程議案につきまして原案のとおりご決定、ご認定をいただき、厚くお礼を申し上げる次第でございます。今後とも制度の安定的な運営に向け、事務の適正な執行に取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中谷議長 これをもちまして、平成29年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を閉会します。

午後2時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 中谷 清豪

副 議 長 坂上 巳生男

署 名 議 員 大坪 教孝

署 名 議 員 雪本 清浩

